

令和4年度「しごとツーリズムバス」 募集要項（追加募集）

小中学生の皆さんのしごと意識を醸成するため、兵庫県内の施設で、ものづくりやしごとに関する学習を行う際のバス借上費用の一部を助成（補助）します。

1 補助対象団体

- (1) 小中学生20名以上を含む、県内の自治会、子ども会などの地域団体・グループ
- (2) 小中学生20名以上を含む、県内の小・中学校

次の場合は対象となりません。

- ① 宗教、政治、営利を目的とする活動を行う場合
- ② 公共団体や公社等県行政と密接な関係のある団体である場合
- ③ バス借上料に関して、他の公費助成を受ける場合
- ④ 暴力団排除条例第2条第1号に規定する団体
- ⑤ 同一年度で複数回利用する場合の2度目以降

2 補助要件

(1) 行程

ものづくりやしごとへの理解・関心を高める学習のできる、兵庫県内の施設で1ヶ所、1時間以上学習すること。

(2) 参加人数

小中学生20名以上

※ 当日の参加者が20名未満になった場合は補助の対象になりません。

(3) バスの借上げ

民間（市等の交通局を含む）の貸切バス（レンタカーを含む）を借り上げてください。
定員20名以上の貸切バス（レンタカーを含む）に限ります。

(4) 対象の学習施設

対象団体	対象の学習施設
県内の自治会、子ども会などの地域団体・グループ	製作・加工体験や製造工程の見学など、ものづくりやしごとへの理解・関心を高める学習のできる、兵庫県内の施設が対象
県内の小・中学校	製造・加工工程の見学など、ものづくり企業（製造業）への理解・関心を高める学習のできる、兵庫県内の施設（製造業）が対象 ※学校が所在する県民局管内のものづくり企業を必ず1社訪問することを要件とします。

※「しごとツーリズムバス」対象施設例一覧表を参照。

※対象施設例一覧表以外でも上記補助要件を満たせば利用できます。

※補助要件を満たしていない場合は、補助金は支払われませんのでご注意ください。

3 補助金額

補助金額はバス1台あたり25,000円です。※バス1台につき、小中学生10名の参加が必要。バスの借上費用が補助金額を下回る場合は、そのバス借上費用を上限とします。消費税、通行料、駐車料、バスガイド料等の諸経費は除いて計算してください。

（レンタカーの場合は、ガソリン代、自動車保険料等の諸経費も除く。）

※申請内容を勘案し、助成（補助）台数の調整をする場合があります。

（例1：バス3台を借り上げ、小中学生の参加が29名の場合、補助金額は25,000円が上限）

（例2：バス1台を借り上げ、借上費用が20,000円の場合、補助金額は20,000円が上限）

4 申請手続き

◇利用の流れ◇



◇募集期間◇

下表のとおり追加で募集しますので、必ず期間内に申請してください。

※先着順ではありません。

※応募多数の場合は抽選になります。

学習実施月日	募集期間
令和4年11月14日(月)～令和5年2月17日(金)	令和4年10月14日(金)～10月31日(月)

(1) 計画

補助要件等を確認のうえ、補助金の交付申請前に、日程、行程、訪問施設等を決定し、施設見学等の予約とバスの手配を済ませてください。

(2) 補助金の交付申請

以下の提出書類をすべて揃え、兵庫県庁能力開発課（1号館5階）に郵送（募集期間内の消印有効）または持参してください。電話での申込み、予約は受け付けていません。

[提出書類] ※記入例およびチェックリストをよくご確認ください。

ア. 「しごとツーリズムバス」事業費補助金交付申請書（様式第1号-1）

申請書には、団体代表者名等を記入してください。

※代表者印は必要ありません。

イ. 「しごとツーリズムバス」事業計画書（別紙1 様式第1号-1添付書類）

担当者連絡先は、平日昼間に連絡可能な電話番号（携帯電話や勤務先電話など）をご記入ください。

ウ. 誓約書（様式第1号-2）

※代表者印は必要ありません。

エ. 行程表（コピー可）

イの計画書（別紙1 様式第1号-1添付書類）のコース行程表に記載しない場合のみ。

オ. バス借上費用見積書（コピー可）

バス会社または旅行会社（以下、「バス会社等」という。）が発行した見積書が必要。

（バス1台ごとの借上経費、消費税、通行料、駐車料、バスガイド料等の諸経費の区別がされているもの）

カ. 債権者登録書

補助金を振り込む口座を登録するために必要です。

※過去2年間に利用し、登録済みの口座の場合は手続きが不要ですが、年度が替わり、代表者や会計担当者を変更した場合は、口座番号が同じでも再度登録する必要があります。

※代表者印は必要ありません。

キ. 通帳のコピー

カの債権者登録書に記載した支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページのコピー。

※ゆうちょ銀行、JAも利用可。

ク. 委任状

アの申請書に記載した代表者名とカの債権者登録書に記載した口座名義人が異なる場合に必要です。

※振込口座を登録済みの団体も、代表者名義以外の口座を振込先として使用する場合は、委任状が毎年度必要となりますので、ご注意ください。

※押印が必要です。

※提出書類が県に到達されたことを確認し次第、メールまたは電話にて連絡します。

※提出書類は、原則として返却しませんので、ご了承ください。

(3) 補助金の交付決定

書類審査の後、県から結果を通知します。

応募多数の場合は、台数制限や抽選を行う場合があります。

補助金交付の決定を受けた団体には、下記の書類一式を送付します。

- ア. 「しごとツーリズムバス」事業費補助金交付決定通知書（様式第2号-1）
- イ. 「しごとツーリズムバス」事業実績報告書（様式第8号-1）
- ウ. 「しごとツーリズムバス」事業実施状況確認書（別紙2 様式第8号-1添付資料）
- エ. 「しごとツーリズムバス」事業費補助金請求書（様式第10号-1）
- オ. アンケート（幹事用1枚及び参加者用2枚）

なお、補助金不交付となった団体にも、その旨通知します。

(4) 学習の実施、バス代金や入場料等の支払い

① 訪問施設の確認

「しごとツーリズムバス」事業実施状況確認書(別紙2 様式第8号-1添付資料)を携行のうえ、訪問施設において確認印を受領してください。確認印は、個人印ではなく、施設印が必要です。

② 料金の支払

事業に要した費用を訪問施設やバス会社等にお支払いください。

(5) 実績報告書等の提出

事業終了後1ヶ月以内（厳守）に以下の書類を提出してください。

[提出書類] ※記入例およびチェックリストをよくご確認ください。

- ア. 「しごとツーリズムバス」事業実績報告書（様式第8号-1）
※代表者印は必要ありません。
- イ. 「しごとツーリズムバス」事業実施状況確認書（別紙2 様式第8号-1添付書類）
訪問施設の確認印が押印され、実績報告書と記載内容が合っていることをご確認ください。
- ウ. 「しごとツーリズムバス」事業費補助金請求書（様式第10号-1）
※代表者印は必要ありません。
- エ. バス会社等が発行した請求書のコピー（請求書は実施日以降に発行したもの）
1台ごとのバス借上費用、消費税、通行料、駐車料、バスガイド料等の諸経費の区別がされているもの。有料施設の入場料等が含まれる場合は人数内訳の記載が必要です。
- オ. バス会社等が発行した領収書のコピー（又は銀行等発行の振込金受取書等）
※請求金額と領収書の金額が一致していることを確認してください。
- カ. 提出用アンケート
幹事様用1枚及び参加者集計結果1枚
※参加者用は集計結果のみ提出してください（個々の回答は送付不要です）。

(6) 補助金額の確定

実績報告書及び添付書類等により事業が適正に執行されたことを確認した後、「しごとツーリズムバス」事業費補助金額確定通知書（様式第9号-1）を送付します。
※交付決定額と同額の場合、確定通知書は送付しません。

(7) 補助金の請求

補助金確定（通知）後、「しごとツーリズムバス」事業費補助金請求書（様式第10号-1）を提出してください。

※交付決定額と同額の場合、実績報告書と合わせてご提出ください。

(8) 補助金の支払

補助金は、請求書受理後、概ね30日後にご指定の口座へ振り込みます。

5 事業内容の変更・中止等

(1) 実施計画の変更 ※補助金交付決定額は増額できません。

やむを得ない事情により、当初の実施計画の変更や補助金交付決定額が変更される場合等には、学習の実施日前までに以下の書類を提出してください。

※軽微な変更の場合には、省略できる場合がありますので、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

【軽微な変更の例】

- ・同一募集期間内での実施日の変更
- ・補助対象事業費の増減（補助金額に変更の生じない場合のみ）
- ・参加人数の増減

①バス台数の増減

- ア. 「しごとツーリズムバス」事業費補助金変更交付決定申請書（様式第3号-1）
- イ. バス借上げ費用の見積書など変更が確認できるもの

②バス借上げ費用の変更

補助金額に減額変更が生じる場合

- ア. 「しごとツーリズムバス」事業費補助金変更交付決定申請書（様式第3号-1）
- イ. バス借上げ費用の見積書など変更が確認できるもの

③小中学生の参加人数の変更

補助金額に減額変更が生じる場合

- ア. 「しごとツーリズムバス」事業費補助金変更交付決定申請書（様式第3号-1）

④代表者等の交代

申請後に代表者や会計担当者等が交代した場合

- ア. 代表者等が交代したことがわかる書類（任意様式）
- イ. 新代表者名の債権者登録書
- ウ. 委任状（代表者と振込名義が異なる場合）
- エ. 通帳のコピー

⑤訪問施設の変更

- ア. 「しごとツーリズムバス」事業費補助金変更交付決定申請書（様式第3号-1）
- イ. 新しい行程表

(2) 事業の中止

その他、補助要件に満たなくなったり、やむを得ない事情により実施計画を中止される場合には、ご連絡のうえ、速やかに「しごとツーリズムバス」事業中止承認申請書（様式第5号-1）を提出してください。

6 その他

(1) 保険加入

万一、貸切バス等で交通事故等が発生した場合、県は責任を負いませんので、保険に加入されるなどの対策を講じておかれることをお勧めします。

(2) 不正行為等

申請書記載のとおり実施されていないことが判明した場合や、令和4年度産業労働部補助金交付要綱又はこの募集要項の規定に違反したとき、その他不正行為があった場合には、交付決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されている場合には、令和4年度産業労働部補助金交付要綱に基づき年10.95%の加算金を付して補助金を返還していただく場合があります。

また、不正行為のあった団体については、事実が判明した日から2ヶ年の間、「しごとツーリズムバス」事業の補助対象としません。

不正に関わったバス会社等については、事実が判明した日から2ヶ年の間、「しごとツーリズム

